

2/5から3/15まで 税の申告受付

令和5年中の所得等に関わる市県民税・所得税の申告受付を行います。8ページの図を参考に申告が必要かご確認ください。申告書類は申告会場、税務課、支所に設置します。
 圖税務課市民税担当 Tel 71-3111



申告受付の日程・会場

午前の部 8:30~11:30
 午後の部 13:00~16:00

会場	日程
堀金支所	3階会議室1 2月5日(月)~8日(木)
三郷公民館	2階講義室 2月9日(金)~16日(金)
明科支所	2階会議室3 2月19日(月)~22日(木)
穂高支所	別棟2階大会議室 2月26日(月)~3月15日(金)
本庁舎	1階18番窓口 2月16日(金)~3月15日(金)

※平日のみ開催します。
 開場時間は午前8時(本庁舎は午前7時45分)です。

受付方法

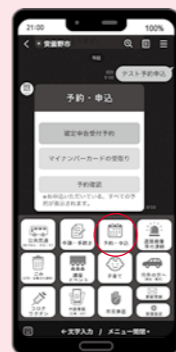
スマホで簡単!

LINE 予約

申告受付当日は受付完了画面の「予約番号」を提示してください。予約日の10日前から3日前まで予約・キャンセルが可能です。予約日3日前以降にキャンセルする場合、連絡・入力不要です。

手順
 ①LINE アプリ左下のホームボタンを押し、検索バーに「安曇野市」と入力、友だちに追加してください。下記2次元コードから登録できます。

アカウント名: 安曇野市
 LINE ID: @157qdsuh



②トークの「メニュー」⇒「予約・申込」⇒「確定申告予約」から入力します。

当日受付【整理券配布時間】 8:00~16:00

各会場では整理券を配布します。受付予定時間に再度来場してください。時間指定や当日分以外の配布はできません。午前受付分・午後受付分ともに午前8時から配布します。配布予定枚数に達し次第、配布を終了します。整理券は配布当日のみ有効です。

松本税務署での申告相談

日時 2月16日(金)~3月15日(金) 【受付時間】8:30~16:00(相談開始 9:00)
 ※土・日・祝日を除く。状況に応じ、午後4時前でも受付を終了することがあります。
 ※確定申告会場の入場には、国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券(または当日配付の入場整理券)が必要です。



国税庁LINE公式アカウント



以下の申告は松本税務署へご相談ください。

- 青色申告 ○山林所得・退職所得
- 住宅借入金等特別控除の初年度
- 株式や土地の譲渡所得
- 損失の繰越控除
- 令和4年以前分の申告

各会場の初日や週初めは混雑する傾向があります

混雑回避！
 e-Tax 等のご利用を



e-Tax (所得税の確定申告)

国税庁HP「確定申告書作成コーナー」で作成できます。



国税庁 HP

●投函・郵送による提出

≪投函箱設置場所≫

申告会場・税務課・支所

≪郵送先≫

確定申告書
 〒390-8710
 松本市城西 2-1-20 松本税務署宛
 市県民税申告
 〒399-8281 (住所不要)
 市役所税務課市民税担当宛

申告相談時の持ち物

- 必要書類・各種証明書は原本をお持ちください。
- 書類を事前に作成の上お越しください。申告書類は申告会場・税務課・支所で入手できます。

マイナンバーカードを忘れずに!

申告書の提出の際にはマイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示が必要です。次の①または②を必ず持参してください。

- ①マイナンバーカード
- ②マイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許証、障害者手帳、旅券など)

対象項目	持ち物・必要書類
申告者全員	マイナンバーカード(またはマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類)、振込先口座の分かるもの
確定申告をする人	利用者識別番号(ID)の分かる書類 ※同番号は当日会場でも取得できます。
給与・年金所得	源泉徴収票
事業(農業、営業)所得	収支内訳書(作成済みのもの)
不動産所得	
一時所得・雑所得	収入および経費が分かる書類
社会保険料控除	社会保険料控除証明書、社会保険料の領収書
医療費控除	医療費控除またはセルフメディケーション税制明細書(作成済みのもの)、おむつ使用証明書
生命保険料控除	支払保険料の控除証明書
地震保険料控除	
障害者控除	障害者手帳・療育手帳、障害者控除対象者認定書
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除額の計算明細書、年末残高等証明書
寄付金控除	寄付金の受領書など(ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人も必要)

国外に住む親族の扶養要件が変更されました

国外に住む30歳以上70歳未満の扶養親族の要件が変更されました。扶養控除等の適用を受けるには、和訳された「親族関係書類」「留学ビ

ザ等書類」「38万円以上送金書類」の添付が必要です。詳細は国税庁HPをご確認ください。年末調整で提出済の場合は不要です。



国税庁 HP

申告区分判定

※令和6年1月1日現在にお住まいの市区町村で申告してください。
 ※下図に当てはまらない場合もあります。目安としてご確認ください。

